

令和6年度 市民税・都民税・森林環境税のご案内

1 令和6年度市民税・都民税・森林環境税(以下「市・都民税」)の
納税通知書を送付します

令和6年度市・都民税が課税となり、納付方法が普通徴収(納付書または口座振替による個人での納付)の方と、公的年金からの特別徴収(引き落とし)の方を対象に、納税通知書を送付します。

□納税通知書の送付日

- 65歳未満(4月1日現在)の方…6月4日(火)
- 65歳以上(4月1日現在)の方…6月12日(水)

※3月16日以降に確定申告書を提出された方は、令和6年度市・都民税当初賦課へ反映されるまでに時間を要する場合があります。申告内容の確認後、順次申告内容を反映させた納税通知書を送付しますのでご了承ください。

□課税・非課税証明書の発行

令和6年度の証明書の発行…6月4日(火)から
※詳細はQRコードより市HPをご覧ください。



市HP

2 令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります

森林の整備およびその促進に関する施策の財源として、森林環境税(国税)が課税されます。

□納税義務者 1月1日現在において、国内に住所を有する個人

□税額 年額1,000円(住民税均等割とあわせて賦課徴収します)

□以下の方には森林環境税は課税されません

- ①1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
 - ②1月1日現在、本人が障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除のいずれかの適用を受けている場合、または未成年者の場合で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
 - ③前年中の合計所得金額が、以下の算式で求めた金額以下の方
 $35万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 10万円 + 21万円$ (※)
※21万円は、同一生計配偶者または扶養親族がいる方の場合のみ加算
- ▶市民税課 ☎042-460-9827・9828

定額減税が実施されます

※定額減税を受けるために申請する必要はありません。

デフレ脱却のための一時的措置として令和6年度税制改正大綱において、納税義務者および配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円、個人住民税1万円の定額減税が実施されることになりました。

※所得税の定額減税については、国税庁HPをご覧ください。

※詳細はQRコードより市HPをご覧ください。



市HP

□対象となる方

令和6年度の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の方
※住民税非課税の方や、均等割・森林環境税のみ課税の方は対象外です。

□定額減税(特別控除)額

- 本人：1万円 ●控除対象配偶者および扶養親族：1人につき1万円

【計算例】納税義務者(本人)・控除対象配偶者・扶養している子ども2人の場合の減税額

$1万円(本人) + 1万円 \times 3人(配偶者・子ども2人) = 4万円$

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者は、令和7年度の住民税の所得割額から1万円を減税予定です。

※令和6年1月1日時点で、国内に居住していない控除対象配偶者と扶養親

族は減税の対象から除きます。

□定額減税(特別控除)の実施方法

減税額は、納税義務者の住民税の所得割額から差し引かれます。なお、住民税の徴収方法により定額減税の方法が異なります。

●給与所得に係る特別徴収

令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11カ月に分けて徴収

●普通徴収

第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次控除

●公的年金等の所得に係る特別徴収

令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除

※減税額等は、納税通知書または特別徴収税額決定通知書に記載します。

▶市民税課 ☎042-460-9827・9828

定額減税しきれないと見込まれる方への 補足給付(調整給付)

定額減税可能額が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合は、定額減税しきれない差額を給付します。

①「所得税分控除不足額」

定額減税可能額
 $3万円 \times (\text{本人} + \text{扶養親族数})$

令和6年分
推計所得税額

= ①所得税分控除不足額
①<0の場合は0

②「個人住民税分控除不足額」

定額減税可能額
 $1万円 \times (\text{本人} + \text{扶養親族数})$

令和6年度分
個人住民税額

= ②個人住民税分控除不足額
②<0の場合は0

①+②(1万円単位で「切り上げ」) = 調整給付額

対象の方には、7月上旬にQRコードを記載した確認書を発送します

マイナンバーカードをお持ちの方は、QRコードをスマートフォンで読み込んでいただくと、そのまま申請手続きができます。お持ちでない方は確認書を添付書類とともに返送してください。

□申請期限 令和6年9月27日(金)

令和6年分の所得税額が確定した後、令和5年と比較して所得に変動があるなどの一定の事情によって、当初の給付額に不足が生じる場合には、不足分が追加で給付されます。時期など詳細が決まり次第お知らせします。

※詳細は市HPまたは下記へ

▶価格高騰重点支援給付金・調整給付金コールセンター ☎042-497-6451

令和6年度個人住民税において、新たに非課税等となる世帯への給付

令和6年度新たに住民税均等割非課税または均等割のみ課税となる世帯の方へ、給付金を給付します。

□対象者 令和6年6月3日(月)に西東京市に住民登録があり、新たに令和6年度住民税均等割非課税もしくは均等割のみ課税となった世帯の世帯主

※令和5年度住民税が非課税もしくは均等割のみ課税だった世帯を除く。

※住民税均等割が課されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

□給付額 1世帯当たり10万円(18歳以下の子ども1人当たり5万円を加算)

対象となる方には、7月上旬にQRコードを記載した確認書を発送します

マイナンバーカードをお持ちの方は、QRコードをスマートフォンで読み込んでいただくと、そのまま申請手続きができます。お持ちでない方は、確認書を添付書類とともに返送してください。

□申請期限 令和6年9月27日(金)

※詳細は市HPまたは下記へ

▶価格高騰重点支援給付金・調整給付金コールセンター ☎042-497-6451

「西東京市からのお知らせ」FM西東京(84.2MHz)

①午後0時45分～1時(月)～(日) ②午後8時～8時15分(月)～(金)

音声版「声の広報」も
作成しています

「広報西東京」をデジ版・CD版でお聞きになれます。
詳細は、谷戸図書館 ☎042-421-4545へお問い合わせください。

公式



そのほか



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

